

令和5年度 亘理町社会福祉協議会 事業計画

【基本理念】「みんなが あったかい心で支え合う 住みよいまち わたり」

【基本方針】

現在、我が国では急速な人口減少や少子高齢化を迎え、単身世帯の増加、地域や家族における繋がり希薄化などにより、個人や世帯を取り巻く環境も著しい変化が見られています。

また、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響により私たちの日常生活は人と人との距離の保持、接触する機会を減らすことが求められたことにより、地域活動や住民による集いの機会、ボランティア活動など、いまだに元通りとはいかない状況が続いています。

さらに、生活困窮者や社会的孤立者の増加、閉じこもりによる高齢者等の虚弱化が一層顕在化し、従前からの福祉課題がより深刻となり、誰もが繋がり支え合う仕組みづくりと働きかけを行うことが求められています。

こうした状況において、亘理町社会福祉協議会では、地域共生社会の実現のため地域住民が抱える複合化・多様化した支援ニーズや制度の狭間にいる方々に対応する包括的な支援の中核を担っていくため、本会の各部門における各種事業、活動を通じ積極的に対象者のいる場所に出向き、併走して住民活動の支援や地域力強化に努めます。

また、分野横断的な相談対応ができるよう職員全体のスキルアップ等を図り、地域住民、自治組織（町内会）、福祉協力員、民生委員児童委員、行政、ボランティア並びに福祉、保健、医療の関係機関・団体と連携し、組織体制の整備と基盤強化を行い、質の高い安定的なサービス提供と地域福祉活動を進めるにあたり、今般、令和5年度から9年度の5ヶ年を実施期間として策定した亘理町地域福祉活動計画を軸とし、福祉の推進に取り組んで参ります。

【重点目標】

1. 地域福祉活動計画に基づく事業の推進

令和5年3月に策定しました「地域福祉活動計画」の基本目標と実施計画に基づき、地域住民と関係機関・団体・社会福祉事業者、行政と連携しながら、住民相互の支え合える取り組みを目指して、地域の課題を解決していく仕組みづくりを進めていきます。

2. 相談支援体制の充実

福祉協力員や民生委員児童委員をはじめとする地域住民と連携して、暮らしに密着した活動を展開するとともに、全ての職員が相談機能向上を意識し、職員自ら事業を通じて困りごとを抱える人の声の把握に努め、相談が受けられる体制の充実を図ります。また、本会の専門性を活かしながら行政、関係機関、地縁組織等との連携・協働による支援の充実に取り組みます。

3. 伴走型支援と社会資源の開拓

既存の制度やサービスで対応できない課題に対しても、関係機関との課題共有や検討を重ねて伴走型の支援に努めます。併せて、支援活動の担い手の発掘・養成及び社会資源の開拓を図ります。

4. 介護保険事業所等の経営安定とサービスの質の向上

事業所等の経営状況について検討・分析を行い、健全な経営の維持に努めます。

また、利用者を地域社会の一員として、その家庭・地域において自立して生活ができるように援助するというノーマライゼーションの理念の実現を目指し、サービスの質の向上を図ります。

5. 組織体制の改革と経営基盤の強化

社会福祉協議会が町民の福祉向上のための民間福祉団体として本来の機能を発揮できるよう、常に組織全体の意識の向上に努め、組織体制及び業務内容の改革を図ります。

また、ホームページやSNSの活用による広報活動を充実させ、社協会員の加入促進や介護保険事業の運営拡充等による経営基盤の強化を進めます。

【令和5年度実施事業】

I. 地域福祉活動の推進

1. 地域福祉推進事業 重点目標：2・3

(1) 地域福祉活動の推進

地域住民と関係機関・ボランティア団体と協働し、各種事業の展開を図ります。

①生活支援体制整備事業における高齢者等を支える地域づくり

(生活支援コーディネーター業務) [受託事業]

②ふれあいいきいきサロン「あづまっせ」活動費助成事業

③社協サロン「ふらっと」

④フードドライブ：随時

⑤ニュースポーツ用品の貸し出し事業

(2) 高齢者福祉活動

高齢者が地域で安心した生活が送れるよう、事業等を通じて関係機関と連携し、個別ニーズの把握に努め、早期対応を行います。

①ひとり暮らし高齢者ふれあい食事サービス「さざんかの会」

②ひとり暮らし高齢者「愛のヤクルト」訪問事業

③在宅高齢者等紙おむつ支給事業（隔月配布）

④介護家族教室事業 [受託事業]：年4回

⑤在宅介護者激励会事業 [受託事業]：年4回

(3) 子育て世代・児童福祉活動

子育て世帯に対しての支援を実施するとともに、子どもの貧困問題の解消に努めます。

①ほほえみ事業

・子ども食堂「わたりんりん」

・子育て世帯への食料配付

②赤ちゃん紙オムツ等贈呈事業

③制服リユース「おゆずり」

④小学校入学祝い品贈呈事業

(4) 障がい者福祉活動

障がい者とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、障がい者福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や地域との交流支援を行います。

①在宅重度障がい者紙おむつ支給事業

②ほのぼの園、ゆうゆう作業所利用者の地域との交流機会の促進

(5) ボランティア活動の推進

地域のボランティア活動を推進し、ボランティアの支援やボランティア活動者

の育成に努めます。また、災害発生時において災害支援拠点を設置し、関係機関や関係団体と連携しながら、被災された方の生活再建を支援します。

- ① ボランティア活動に関する連絡調整
- ② ボランティア保険受付：随時
- ③ 災害ボランティアセンターの体制整備と強化
- ④ 各種ボランティア講座
- ⑤ 災害ボランティアセンター運営協定による支援

県社協、仙台都市圏域、県南地域社協との協定による職員派遣を行い、被災地社協の支援にあたります（災害発生時）。

(6) 福祉教育の推進

町民に対して、体験や交流活動等を通じて福祉の心を育むことを目的に、福祉・ボランティア活動を推進し、福祉教育・学習機会を提供します。

- ① キャンプハンディ体験学習の開催：各小学校にて随時開催
- ② 福祉教育サポーターの養成
- ③ 夏休みボランティア講座「ぼらすく」
 - ・ふれあい食事サービス「さざんかの会」での交流体験
 - ・ほのぼの園、ゆうゆう作業所の利用者との交流体験
- ④ 福祉講座：随時

(7) 地域福祉型福祉サービス事業

公的な制度では補えない制度の狭間において支援が出来るよう、事業・サービス展開過程で見出した地域住民の多様なニーズを適切に把握し、それに応えて必要なサービスを開発していくよう努めます。

- ① 福祉車両無料貸出サービス（車いす対応車）
- ② 短期車イス貸出事業：随時

(8) 共同募金委員会事業

亘理町共同募金委員会の事務局として共同募金運動の啓発と推進を図ります。また、募金実績によって配分される共同募金配分金により地域福祉の向上を図ります。

- ① 赤い羽根運動の実施（10月～12月）
- ② 歳末たすけあい運動の実施（12月）
- ③ 配分調整
配分申請受付、連絡調整を行います。（行政区やボランティア団体への周知）
- ④ 配分調査委員会：年1回
- ⑤ 役員・評議員合同会議：年1回
- ⑤ 災害義援金受付窓口：災害発生時
- ⑥ 災害見舞金の支給：随時

火災や天災による家屋の損壊に応じて見舞金を支給

(9) 福祉関係機関・団体との連携 **重点目標：3**

当事者団体や制度ボランティア団体の事務局として、団体運営が継続できるように活動を支援します。また、様々な団体と連携し地域福祉の向上に努めます。

- ① 亘理町民生委員児童委員協議会の運営支援（事務局）
- ② ボランティアネットワークの運営支援（事務局）
- ③ 亘理町身体障害者福祉協会の運営支援（事務局）
- ④ 亘理町母子福祉会の運営支援（事務局）

(10) その他

- ① 24時間テレビチャリティ募金への参加

2. 福祉サービス利用援助事業 **重点目標：2**

(1) 日常生活自立支援

認知症や知的障害・精神障害などにより、日常生活に不安をお持ちの方の様々な相談に応じ、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように金銭管理等の支援を行います。

- ① 生活支援員活動支援
- ② 宮城県社会福祉協議会との連携
- ③ 法人後見の体制整備

(2) 生活相談運営事業

関係機関と協力・連携し、住民の様々な生活相談に応じる身近な相談窓口に努めます。

- ① 生活相談所の開設（隔週月曜日）
- ② 各種機関との連携
- ③ 社協の専門領域における相談担当職員の配置

(3) 各種福祉資金等の貸付事業

低所得者世帯等の経済的自立と安定を図るため、関係機関と連携しながら、単に資金を貸し付けるだけではなく、相談者とともに解決の糸口を探る援助を進めます。

- ① 生活安定資金貸付
- ② 各種資金貸付（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等）
- ③ 高額療養費貸付

(4) 苦情受付・解決窓口の開設

利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービスに対する満足度や迅速な問題解決、利用者の権利を擁護することを目的として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置き、適切な解決に努めます。

- ① 苦情解決窓口の開設：随時
- ② 第三者委員の設置：第三者委員2名

Ⅱ. 在宅福祉サービスの推進

1. 介護保険事業、障害者総合支援事業の推進 重点目標：2・4・5

すべての職員が、福祉サービスを日常的に利用されている本人やそのご家族の不安、悩み等の心の声を受けとめ、必要な支援を受けられるように努めます。

(1) 居宅介護支援事業

[目的]

介護保険法令に従い、契約者（利用者）が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。

[方針]

特定事業所加算（Ⅱ）の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行うように努めます。また、介護保険法令を遵守し、利用者の意思や人権を尊重して利用者の立場に立ち真摯に対応します。

①質の高いケアマネジメントの実施

- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同事例検討会、研究会の実施
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加
- ・地域包括支援センターと連携し、支援困難事例にも対応可能な体制の整備
- ・介護保険サービスや介護保険外のサービス等の社会資源を把握し、総合的なケアマネジメントの実施

②医療・関係機関との連携

- ・主治医、医療機関との連携を図り、入退院時等の支援により在宅生活がスムーズに行えるよう支援します。
- ・多職種との連携、ネットワークを構築しサービス調整を行います。

③事業所運営の安定化

- ・安定した利用者数が確保できるように努めます。
- ・サービス提供にあたっては、複数の事業所の紹介を行ない利用者の意向を尊重し、公平中立な支援を行います。

(2) 訪問介護・予防訪問介護事業、居宅訪問介護事業、日常生活支援事業

[目的]

契約者（利用者）が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。

[方針]

「何か困ったことがあれば親切に相談に乗ってくれ、迅速に対応してくれる事業所」として、地域の方々に広く知ってもらえるよう事業所の存在を積極的にアピールしていきます。また、地域包括支援センターを始めとする各種関係機関に対し、職員の人員配置や緊急時の連絡体制等を含めた情報を常に発信し続け、信頼関係の構築に努めます。

①質の向上

- ・社内研修や定期的なグループミーティングの実施
- ・個別の評価を行い、必要に応じた個別研修の実施

②利用者または家族の希望に沿ったサービスの実現

- ・夜間や深夜、1日に複数回の訪問希望に対して積極的に対応します。
- ・希望のサービスに対応できるよう、ヘルパーの増員を図ります。

③利用者数の確保

- ・新規利用者を確保し、安定した事業所運営に努めます。

(3) 地域活動支援センター ほのぼの園 (指定管理事業)

[目的・方針]

生活訓練、創作活動、生産活動、社会との交流の機会を提供することにより、利用者の地域活動の促進を図ります。利用者の意志及び人格を尊重して、安心・安全な施設を目指します。

- ① ライフステージや生活領域に変化があった場合に、利用者本人が将来の生活や自分自身の能力に対し自信と安心をもって臨めるよう、今まで以上に本人の話や気持ちに寄り添いつつ日々の活動を通じて支援していきます。
- ② 利用者が安心して利用できるよう、本人の意思を尊重しつつ日々変化していく特性へ理解を深めることで、必要に応じた適切支援、また情報提供ができるよう努めます。
- ③ 登録利用者の継続的な利用、または登録利用者数の増加を目指します。

(4) 就労継続支援B型 ゆうゆう作業所 (指定管理事業)

[目的・方針]

精神障害者に必要な訓練及び指導を行うことにより、社会参加の促進を図ることを目的とし、利用者自身の対処能力を活かし、個別性を重視しながら個々の目標達成に向けた支援を行います。

- ① 生産活動の作業の効率化と選択肢の拡大を図り、より高い利用者への工賃を目指します。
- ② 利用者の目的と目標を明確にし、自己評価の機会を積極的に設け、常に柔軟で最適なサービスと情報提供を実施することで、利用者の目標達成に向けた効率的な支援を目指します。
- ③ 施設機能(就労継続支援B型)を明確にし、適宜利用者に提示するとともに、計画相談や自立支援協議会への参画を通じ実践の強化と円滑な連携を図ります。

Ⅲ. 法人運営体制の整備

1. 社協組織の強化 重点目標：1・3・5

組織、事業、財政等における現状と課題を明確にし、さらに地域福祉を推進するための組織基盤の強化と法人経営の適正化に努めます。

また、地域福祉活動計画に沿って、より充実した福祉活動の展開につなげます。

(1) 理事会・評議員会・監事会の開催

(2) 各種部会の開催：

総合企画、福祉推進、財政、広報部会

(3) 役員研修会の開催：年3回

(4) 福祉協力員会議の開催

(5) 社協会員への加入推進

社協の存在意義や地域福祉活動に対する理解と認識を、より一層深められるよう事業を通して町民や事業所等に働きかけ、『社協会員』の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図ります。

一般会費 1,000 円、特別会費 2,000 円、賛助会費 10,000 円（一口）

(6) 地域福祉活動計画に基づく事業の実施

計画に掲げる各基本目標の実現に向けた主な取り組みの実施

(7) 亘理町社会福祉研修会の開催

社会福祉への理解を深めるための啓発の一つとして開催します。また、亘理町の福祉活動へ多大な貢献をされている方を表彰し、その功績に対して感謝状を贈呈します。

2. 職員の資質向上と体制の整備 重点目標：1・2・5

職員一人ひとりが社協の特性や使命を正しく理解し、職員として身につけておくべき知識や技術等を学ぶ研修の充実を図り、職員全体で資質向上に取り組みます。また、体制の積極的な見直しを行い、職員の働きやすい環境を整備していきます。

(1) 各種研修会等への参加

(2) 職員研修会の実施：年3回

(3) 職員会議：月1回

3. 広報啓発 重点目標：5

社会福祉協議会の紹介や情報の開示とともに、地域福祉普及のためのPRに努めます。

(1) 社協だよりの発行：年3回

(2) ホームページ・SNSの更新・情報発信：随時

(3) 社協カレンダーの作成